

21 クリエイトセンターオフィス棟 利用者募集要項

本施設は、新島村の地域振興に寄与する企業誘致、また就労機会の促進を目的とした施設です。入居を希望される方には下記の要項をご理解の上、所定の書類を作成して頂き、お申し込み下さいますようお願い致します。

1. 施設概要

- ① 名称 新島村 21 クリエイトセンター
- ② 所在地 東京都新島村字瀬戸山 123 番地
- ③ 使用料 オフィス1・2(31.8平米) 16,500 円
オフィス3・4(49.0平米) 22,000 円
※10%税込み額
※別途毎月の電気代と水道代の実費分をご負担いただきます。
※消費税率の変更があったときは、月額使用料が変わります。
- ④ 利用時間 24時間利用可能。ただし、宿泊施設としての利用は不可。
- ⑤ 利用期間 審査決定後、入居に係る手続き完了後から最長3年間。
ただし、貸付期間満了後に使用期間延長を希望する場合は、申請状況を鑑み村長が認めたとき1年ごと更新も可。
- ⑥ 事務室の設備
 - ミニキッチン 各室設備有(電気コンロ・IH 利用可、各自での設置が必要)
 - 空調設備 各室個別空調
 - 電話回線 個別契約必要
 - インターネット回線 光コンセント設置済み(個別契約必要)
 - 施錠設備 一般的な鍵(シリンダー)
- ⑦ その他設備
お手洗いについては、建物内のものを共用にてご使用頂きます。(男女別)
- ⑧ 駐車スペース
あり。利用者の方には、所定のスペースに車を停めて頂きます。
- ⑨ 備考
 - ・本施設内は禁煙です。
 - ・オフィス内に家具はありません。各オフィス利用者にてご用意ください。
 - ・特殊な事務機器のお持ち込みをご希望の場合、別途ご相談ください。

2. 応募要件

次にあげる条件に該当し、経営に必要な資力及び信用を有し、かつ、賃料の支払い能力のある個人もしくは会社等の代表者の申込みが可能です。

- ① 村内にて新たな事業展開・事業活動を実施する個人事業主、ベンチャー企業、中小企業等
- ② 国税及び地方税を滞納していない者

ただし、以下の条件の方は許可しません。(新島村21クリエートセンター設置及び管理条例第8条)

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 管理上支障があると認められるとき。
- (3) その他村長が適当でないと認めるとき。

3. 応募方法

- ① 受付期間 令和7年4月1日(火)～令和7年4月30日(水)
- ② 受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで(土日祝は除く)
- ③ 申し込み方法 各申請書類をご用意頂き、下記窓口までご提出ください。
(メール・郵送でのご提出も可、郵送の場合は期日必着)

ご提出頂いた書類をもとに、書類選考および審査面接を行わせて頂きます。

- ④ 受付・お問い合わせ先

〒100-0402 東京都新島村本村1丁目1番1号 新島村役場 2階

企画財政課企画調整室 電話:04992-5-0204 内線203

Eメール:k-shisetsu@nijima.com

- ⑤ 申請書類

- ・21クリエートセンターオフィス借用申請書
- ・事業計画書
- ・定款(個人事業主は代表者の住民票)の写し(発行後3か月以内のもの)、
団体にあっては規約等の写し
- ・決算書及び納税証明書(直近2年間分)
- ・〈あれば尚可〉職務・会社経歴書や案内パンフレット等個人・会社の概要がわかる資料

- ⑥ その他

施設の見学・下見に関しても受け付けております。日程に関してご調整したのちご案内いたしますので、ご連絡ください。

4. 利用者の選定および決定

- ① 審査

●第1次審査

ご提出頂いた書類をもとに本事業の目的に照らし審査を行います。応募期間を締め切りましたら、審査結果についてメールもしくはお電話でご連絡いたします。

●第2次審査

面接審査を行います。日時については5月中の指定となる予定です。採点基準といたしましては、地域を通じた事業の展開や定着性、貢献見込みなどを審査いたします。

- ② 決定時期 申込者の方の面接全日程を終えた5月中旬から下旬にご連絡をする見込みです。
- ③ 決定通知 上記まで書面にて通知いたします。選定に関する異議やご質問に関しましては、お答えしかねますのでご了承ください。

5. その他留意事項

- (1)利用者が以下に該当する場合は許可を取消、又は利用の条件を変更・停止いたします。
 - (ア) 申請に偽りがあったとき。
 - (イ) 第8条の規定に該当するとき。(2. 応募要件②にて提示)
- (2)火薬類その他の危険物を所持する方、他に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある者にはご利用頂けません。
- (3) 本施設内における、物品の販売行為、物販などの営業活動は基本的に許可しておりません。
- (4)本施設内は禁煙です。
- (5)本施設内において、寝位による仮眠は禁止です。
- (5)本施設内に動物を持ち込み、また飼育する行為は禁止です。
- (6)本施設の通路や階段、廊下、外壁等に看板、ポスター等の広告物を許可なく貼る行為は禁止です。
- (7)本施設内にて宗教活動又は政治活動を行うことは禁止です。
- (8)本施設内において、法令等に違反する行為を行うことのないよう、お願いいたします。
- (9)申請時に提出された書類については返却を行いませんので、ご承知おきください。
- (10)1年以上継続してオフィスを使用する場合、4月1日から翌年3月31日までの1年間に係る事業報告書を、担当者に翌年6月末日までの開庁日に提出ください(任意様式)。使用状況等により、面談を設ける場合がございますので、ご承知おきください。

〈お問い合わせ先〉

〒100-0402 東京都新島村本村1丁目1番1号 新島村役場 2階
企画財政課企画調整室 電話:04992-5-0204 内線203
Eメール:k-shisetsu@niijima.com